平成１９年（排）第３６号

排　除　命　令　書

東京都豊島区南池袋二丁目２６番４号
株式会社オーム電機
同代表者　代表取締役　河　内　良　和

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社オーム電機は，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「１２４Ｓ　超音波蚊よけ器」と称する商品（以下主文において「超音波蚊よけ器」という。）及び「ＯＭＲ－０３　ミニライト付き蚊よけ器」と称する商品（以下主文において「ミニライト付き蚊よけ器」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，超音波蚊よけ器にあっては平成１０年３月ころから平成１９年１０月ころまでの間，また，ミニライト付き蚊よけ器にあっては平成１３年３月ころから平成１９年１０月ころまでの間，商品の包装紙においてそれぞれ行った，あたかも，特定の周波数の超音波又は音波を発生することにより蚊を寄せ付けない効果があるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社オーム電機は，今後，超音波蚊よけ器及びミニライト付き蚊よけ器又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹

底しなければならない。

3　株式会社オーム電機は，今後，超音波蚊よけ器及びミニライト付き蚊よけ器又はこれらと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　株式会社オーム電機は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社オーム電機（以下「オーム電機」という。）は，肩書地に本店を置き，電気機械器具の製造販売業を営む事業者である。

2　オーム電機は，平成１０年３月ころから平成１９年１０月ころまでの間，中華人民共和国に所在する事業者に委託して製造した「１２４Ｓ　超音波蚊よけ器」と称する商品（以下「超音波蚊よけ器」という。）及び「ＯＭＲ－０３　ミニライト付き蚊よけ器」と称する商品（以下「ミニライト付き蚊よけ器」という。）を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売していた。

3　オーム電機は

(1)　超音波蚊よけ器について，平成１０年３月ころから平成１９年１０月ころまでの間，商品の包装紙の表面（別添写し１）及び裏面（別添写し２）に「超音波蚊よけ器」，「●超音波で蚊をシャットアウト」及び「蚊が逃げる！」と，同裏面に「特長」と記載の上，「●超音波で蚊を寄せ付けません。血を吸うメスの蚊がきらう周波数の音波を発生し、寄せ付けません。」と

(2)　ミニライト付き蚊よけ器について，平成１３年３月ころから平成１９年１０月ころまでの間，商品の包装紙の表面（別添写し３）及び裏面（別添写し４）に「ミニライト付き蚊よけ器」，「●音波で蚊をシャットアウト」及び「蚊が逃げる！」と，同裏面に「特長」と記載の上，「●音波で蚊を寄せ付けません。血を吸うメスの蚊がきらう周波数の音波を発生し、寄せ付けません。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，特定の周波数の超音波又は音波を発生することにより蚊を寄せ付けない効果があるかのように示す表示をしているが，実際には，音波は発生するものの，蚊を寄せ付けない効果があるとは認められな

いものであった。

４　本件について，公正取引委員会が調査を開始したところ，オーム電機は，平成１９年１０月ころ，超音波蚊よけ器及びミニライト付き蚊よけ器の販売を中止した。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，オーム電機は，超音波蚊よけ器及びミニライト付き蚊よけ器の内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり，かかる行為は，同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとする同法附則第２条の規定により，改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について改正後の規定を適用することとする同法附則第２条の規定により，景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年１１月２０日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水